

第 29 回消費者委員会（平成 22 年 7 月 9 日）議事録（抜粋）

3．こんにゃく入りゼリー事故について

○松本委員長 次に「3．こんにゃく入りゼリー事故について」の議題に入りたいと思います。こんにゃく入りゼリー事故につきましては、これまでに6月4日、25日の消費者委員会におきまして、消費者庁からのヒアリング及び委員会の議論を行ってまいりました。本日は消費者庁に加えまして、厚生労働省、農林水産省にもおいでいただいておりますので、それぞれヒアリングを行い、議論をしていきたいと思っております。

まず最初に、厚生労働省の方からお話をお願いいたしたいと思っております。厚生労働省からとりわけお聞きしたいと思っておりますのは、これまでの委員会の議論におきまして、食品の形状、物性面での安全性について、現在の食品衛生法を基に何らかの対応が可能ではないかどうなのかという議論が出ております。この点に関しまして、食品衛生法における考え方等につきまして、御説明をお願いできればと思っております。

○道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省の食品安全部輸入食品安全対策室長の道野と申します。よろしくお願いたします。

こんにゃく入りゼリーの窒息死亡事故についてでございますけれども、食品衛生法の枠組みということにつきまして、若干触れさせていただいて、提出させていただいている資料についても若干御説明を差し上げたいと思っております。

食品衛生法の場合、目的といたしまして、第1条で食品の安全性を確保するために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図るという目的規定が規定されてございます。

物性・形状に起因する窒息事故につきましては、もちなどほかの食品も見られるというものでもございますし、これらの事故は衛生上の危害ではないということで、食品衛生法の規制の対象とはならないと考えてございます。通常、衛生上の危害ということで私どもが規制しているものといたしましては、有毒有害物質、化学物質というようなもの、食中毒病原菌といったもの、そういったものを公衆衛生の見地から衛生上の危害としてとらえて、規制をしているというような考え方でございます。

厚生労働省の提出資料で、資料5を提出させていただいております。2ページの平成20年10月の消費者安全情報総括会議申し合せで、政府の中で関係各省がそれぞれ対応可能な措置を講ずるということで、私ども食品衛生法での規制対象としてはなかなか対応できないという中で、例えば1の「(2)行政からの周知」ということで、地方公共団体を通じ、関係機関、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設等に対して、乳幼児、児童、高齢者の方々が食べることをしないよう等周知するとともに、これらの方々に提供することがないよう等要請するというところで、1ページにありますように、平成20年10月22日に社会

福祉関係の施設を中心に周知をして、注意喚起をしているというような対応をさせていただきます。

そのほかに3ページにございますけれども、こんにゃく入りゼリーを含む窒息の場合の事例の分析、窒息リスクに関する意識調査等を通じ、こんにゃく入りゼリーのほか、もち、あめ等の食品による窒息事故の再発防止等に関わる科学的知見の集積、集約等に努めるといようなことが私どもの役割として位置づけられております。

7ページにございますように、これより先の平成20年5月に、厚生労働科学研究で実施しました食品による窒息事故の現状把握と原因分析調査についてということで、19年度の研究成果について、すでにその年の5月に周知しておるところでございます。

10ページ以降、その後、平成21年4月に同じように窒息による要因分析について、研究成果について関係機関に周知をして、科学的知見について提供をし、注意喚起を図ったというような対応をさせていただきます。

以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。続きまして、農林水産省より御説明をお願いいたしたいと思っております。こんにゃく入りゼリーの表示や販売方法に関する事業者に対するこれまでの指導の内容や効果、事業者の対応等に加えまして、農林水産省として食品の形状、物性面での安全性についての法規制の考え方について、御説明をいただければと存じます。

○津垣食品産業振興課長 農林水産省の総合食料局食品産業振興課長の津垣でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料6に従いまして、今までの農林水産省の取り組み及び業界団体の取り組みについて、御説明をしたいと考えております。

資料6の1ページめくっていただきまして「こんにゃく入りゼリーに関する業界の取り組み状況等」という青が目立つ資料がございます。左側が今までの指導と業界団体の対応。右下に実際の死亡事故の発生件数を棒グラフで書いてございます。窒息死亡事故につきましては棒グラフにありますように、1995年から発生しているということが判明している限りではわかってございまして、左肩にありますように1995年から農林水産省といたしましては、業界を所管するということで、こんにゃく入りゼリー問題について注意喚起の表示をどうするか。あるいは物性を改善することについて、行政指導という形で団体なり企業に対する指導を行ってきてございます。

まず1995年から類似にわたるいろいろな指導を受けまして、2007年に一応その業界団体は事故防止対策といったもの、警告マークを含めて、これを必ず書くということでとりまとめてございます。後で具体的に御説明いたします。

この取り組みをやったわけでございますが、2008年7月にマンナンライフのところで、9月に亡くなったのですが、死亡事故が起こったということで、再度、行政としても警告マークをもっと大きくできないか、あるいは一つひとつの個包装にしっかり注意を表示すべきではないか。あるいは物性、形状についても改善できないのか。そういうことについ

での要請を再度してございます。

それを踏まえまして、2008年10月に業界団体が事故防止策の従来の防止策をより強化したものを取り決めてございまして、これが現在の業界のルールになってございます。具体的には5ページが先ほど言いました、窒息事故に向けた対策を強化してほしいという農林水産省からの通知通達の文書でございまして、「記」以下4点についてしてございます。ここは繰り返しになりますのであれですが、いわゆる警告マーク、注意メッセージを大きくしろですとか、形状などを改善できないのか、あるいは小売店の売り方について、子どもが買わないようにできないのかというようなことを指導してございます。

これを受けまして、資料2「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策について」というのが6ページにございます。これをこんにやく入りゼリーをつくっております業界団体、全国こんにやく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会がとりまとめたのが資料2でございます。Ⅱにございますように、表示について改善・強化いたしますということで、表面にも警告マークを大きく書きます。あるいはⅡの2にございますように、裏側にも書きますよと。3にありますように、個包装についても表示を改善いたしますと。あるいはⅢについて、形状物性については業界で検討委員会を立ち上げて検討をしようとか、7ページの2にありますように、企業における改善をやりましょう。あるいはⅣにございますように、販売方法の改善も流通業者をお願いをして協力してもらって、子どもがなるたけ菓子と一緒に買わないようにしましょうというような業界の取り組みを決定してございます。

これを受けまして、具体的にどうなったかというのが資料6の2ページの「こんにやく入りゼリーの物性・形状の変更状況」ということで、シェアを9割近く占めますマンナンライフの事例を取って、ビジュアルに御説明してございます。

下の欄が2008年以前もマンナンライフはいろいろと改善をしまして、吸い込むのではなくて押し出して食べられるようにケースを改善したり、あるいは気道を確保するためにハート型にしたりと、いろいろ改善してございますが、これでも事故が起こったということで、まず1つ、物性としましては、2008年10月に一旦その販売を停止しまして、2008年12月から販売を再開しているわけでございますが、そのときはこんにやくの配合を減らして、固さを減少させてやわらかくしたりですとか、あるいはこういうカップタイプではなくて、いわゆるクラッシュタイプの窒息事故が起こりにくいタイプの商品も販売するというのをまずやってございます。

また、3ページを見ていただければと思いますが、警告マークにつきましても変更前が下でございます。袋の表面に小さく、裏面にこういう警告が書いてあって、個包装にはないわけでございますが、2008年12月以降は表面にかなり大きく「一お願いー小さなお子様や高齢者は絶対にたべないでください」という表示ですとか、裏側も従来よりも大きい形で警告を書く、一つひとつの個商品についてもマークを書いて注意喚起を促すようにしてございます。

4 ページですが、それをどんなイメージになるかを示したのが変更前と変更後でございます。その商品を買ったときも、変更前も一応そのマークはあったわけですが、変更後、現行の商品は「蒟蒻畑」という商品名の下に大きく注意喚起、あるいは危険性の表示を行うように改善はしているわけでございます。これがマンナンライフの 2008 年 10 月の業界団体の事故防止策の強化を踏まえた対策でございます。

1 ページの左の方でございます。繰り返しですが、マンナンライフはこういう形で物性についても改善を行ってございます。そのほかの下仁田物産（株）「ハーベスト」という、その次に販売が多いところにつきましても、2007 年に事故を起こして以来、こんにゃくの割合をかなり減らしまして、弾力性とか硬さについて、かなり減少させたということで、警告表示に加えて、物性についても変更を行っているということでございまして、こういう変更を行って以降、現在に至るまでは幸いに事故は起こっていないということでございます。大体年間 6 億個くらいのミニカップゼリーが出ているわけでございますが、今のところは行ってないということでございます。

ただ、国民生活センターの調査によりますと、今は大体 7 社くらいこんにゃく入りゼリーをつくっているわけですが、一部の小さい業者においては十分な対応ができていないところがあるという指摘がございますので、2009 年あるいは 2010 年において、この業界団体の防止策をしっかりと守ってほしいという指導改善の徹底について、改めて農林水産省の方からも指導をしているという現状でございます。

こういう状況になってございますが、こんにゃく入りゼリーにつきましては、こんにゃく入りゼリーの生産を撤退したところもございまして、国民生活センターの調べでございますが、現在は大体 7 社くらいが作っております。大体その生産量もピークの半分くらいになってございます。ただ、マンナンライフが非常に大きなシェアを占めてございますが、かつ今までいろいろと団体を通じて指導をしていると言ったんですが、かなり大手のメーカーは撤退しまして、今は 7 社のうち 5 社は団体に属していないアウトサイダーが 5 社になってございまして、こういう会社は団体を通じての指導ができませんので、農林水産省の方が直接文書を送ったり、電話をしたりして、指導を行うような形になってございます。特にアウトサイダーの方々は非常に対応が難しいのですけれども、農林水産省として、できる限りのことは今やっているということでございます。

以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。それでは、最後に消費者庁の方から、6 月 30 日に開かれました食品 S O S 対応プロジェクト会合の内容につきまして、御説明をお願いいたします。

○野村消費者安全課長 お手元の資料 4 でございます。消費者庁では食品安全委員会におきますこんにゃく入りゼリーを始めとする食品の窒息に関するリスク評価結果を待つ体制といたしまして、食品 S O S 対応プロジェクトを今年初めからスタートして、検討をしてきたところでございます。

お手元の資料4は6月30日に開催した会合の資料を一式お配りさせていただいております。このときの会合では6月10日に食品安全委員会の方から健康影響評価の結果をちょうだいいたしまして、この時点ではすでに結果をちょうだいしておったのでございますが、現時点での科学的知見を御整理いただいて、報告をいただいたということと、窒息事故という問題に関しましてはデータの不足等、さらに情報の収集、科学的知見の蓄積が重要であるといった指摘がございましたことも踏まえつつ、さらに追加的な情報の収集、科学的知見の蓄積のための取り組みが、どういうことが可能なのかを大臣政務官の御指示の下、作業をした内容について取り上げたのがこのときの会合でございます。

資料4の内容として、さらに4種類お配りをさせていただいておりますが、資料1ではこんにゃく入りゼリーによる窒息事故が詳細、どういう状況でどのような形で発生したのかを追跡調査を行ったものでございます。これは消費生活センター等で把握をされていまず窒息死亡事故22件と言われておりますけれども、この22件のうち、こうした調査に御協力をいただいた医療機関等から聞き取りをした内容を整理したものでございます。

概括的に申し上げますと、いわゆるバイスタンダーの御家族の方等が子どもさんなり御老人の方の近辺におられて、気が付いて応急措置等を取るなどをして、なお重篤な被害、最終的には亡くなられるというようなことであったという転帰が報告をされています。

資料2は東京消防庁さん、10の政令市の消防局さんの方から、救命救急の内容を表の提供をいただきまして整理をしたものですが、主に2つのことをやっております、1つは窒息の事故が起こったその原因の食品を個々にどういう食品で窒息事故が多かったのかを分類しましたことと、さらにそれら窒息事故の被害の程度、救命救急では取り扱いは5段階に分けてございますが、死亡、重篤、重症、中等症、軽症と5段階に分かれておりますけれども、その5段階の別、さらに被害に遭われた方の年齢の別。こういう3つの軸で窒息事故を分類するという作業を行ったものであります。

この内容でありますけれども、まず窒息事故の件数が多い食品といたしましては、もち、ごはん、あめ、パンの4つの食品が件数としては圧倒的に多いこと。これら4つでおおむね全体の半分を占めるという件数のシェアになっているということでもあります。

一方で被害の程度、重症以上が多い食品群というような形で整理をしてみますと、少し違った製品が重症を引き起こしている可能性がある製品として、特徴的な製品が出てくる可能性が観察をされたということでもあります。

さらに資料2-1の2枚目「窒息事故の詳細分析について（食品②）」という図表がございます。これは被害者の年齢の別をさらに軸を当てたものでありますけれども、こういった食品でどういう年齢層の被害が多いかということを示しているものであります。この棒グラフで青色は軽症、中等症を示しております、青色以外の色は重症以上の事故を示しております、その内訳がさらに年齢別に分かれているというものであります。赤色が80歳以上、緑色が70歳以上。一方で子どもさんはオレンジ色、あるいは深い青色で示しておりますけれども、この図から言えますことは、例えばもっぱら高齢者の方で重症の事

故が起こっているものとしては、油揚げ、ヨーグルト、そうめん、干し柿、こういったものが高齢者の方で重篤の事故が起こっていることを示しております。

一方で、高齢者の方以外で重症の事故が起こっているものとしては、こんにゃく入りゼリー、サトイモ、こんにゃくといったものは、高齢者以外の年齢層でも起こっていることをお示ししているデータということでもあります。

これらの救命救急のデータで再現いたしましたところの1つ目でございます、1つ目は資料2-2、2-3とございますけれども、これは救命救急の要請を受けたときの内容を整理したものであります。救命救急の要請を受けたときに、どういう状況かという聞き取りをされるということではありますが、その確認ができていない内容を事故の状況、窒息の状況、バイスタンダーの有無、事故の状態、応急措置の有無、措置の結果ということで整理をしたものであります。

ここから言えますことの1つは、食品によっては応急措置によって被害の程度が軽減されるものもある。具体的には、ごはん、パン、あめ。こういったものに関しましては、バイスタンダーがあつて、応急措置を取った場合にはかなりの程度被害が軽くなっているということが見て取れるというものであります。ただ、一方でおもちなどの場合は、応急措置をしたという御報告であっても、なお重症以上の割合が高いということが確認されたというデータであります。

お手元の資料4で「食品による窒息の再現実験」という資料がございます。今の資料2は提供いただくことができた消防のデータを利用したものではありませんが、どうしても限界がありますものですから、さらに再現実験を行って、食品の違いによる窒息の減少の違いを確認できるか否かということについて、再現実験を研究機関で行っている内容を紹介したものであります。

5つのことをやっております、窒息事故が発生する過程は5種類の段階。具体的には口腔内へ吸い込んで食品が移動するという状況を吸引試験とここでは呼んでございますが、というものが1つの段階。それから、食品を歯によって破断した上で口の中に送り込もうとする、そのときの破断が適切に行われるや否やというところを破断試験ということで、2つ目の段階として試験を行おうとしてございます。

3番目には、口内でのどのの方に滑り込んでいく状況を確認しようとする口の中でのすべりやすさ、活動試験としておりますが、その段階の試験をしようとしてございます。

4段階目には、のどの閉塞が起こった状態で、その閉塞の圧力がどの程度になるかということ測定するための閉塞試験を4段階目に行うとしております。5番目には一旦閉塞をした食品が吐き出されることができかどうかという段階の試験、呼出試験と呼んでおりますが、こういう5段階の試験をやっていただくよう、今、研究機関にお願いをしております、次回の会合までに御報告をいただけるように現在、作業を進めているところであります。

この追加の試験あるいは追加のデータの収集ということの背景といたしますか、考えてお

りますことは、口に食品を入れる以上は、どのような食品であっても気道の閉塞という状況につながる可能性、そういうリスクはどのような食品であっても存在するのだと思いませんけれども、一定の形状なり一定の物性の食品に関しては、そうしたリスクが特に高いというような指摘が可能なのか、そういう指摘をすることは可能とほかに言いたいのかということの考え方の整理をしたいということで、こうした作業をやっているところでございます。また、今月中にも次回の会合を開催したいというようなスケジュール感で取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。それでは、ただいままでの御説明につきまして、これから御質問、御意見をお出しいただきますが、本日欠席されております櫻井委員より書面で御意見が出されております。資料7ですので、御参照ください。

それでは、中村委員。

○中村委員長代理 質問ですけれども、先ほど農林水産省の報告の中に、この2年、事故は発生していないと断言されましたが、3つの省庁全部に聞きたいのですが、こんにやく入りゼリー事故の情報収集体制は一体どういう体制を取っておられるのか。死亡事故はないとおっしゃるけれども、そのほかの重症、軽症あるいはヒヤリ・ハット事故、こういうものの情報収集はどうなっているのか。3省庁それぞれお答えください。

○松本委員長 それでは、農林水産省から順にお願いできればと思います。

○春日特産農産物対策室長 私は生産局の特産農産物対策室長でございます。農林水産省におきましては、2008年9月30日に通知を出しておりますけれども、そのときにも団体には言っておりますが、事故があったらば、速やかに農林水産省の方に伝えてほしいという旨のお願いはしております。その結果、私どものところにこんにやく入りゼリーにおける事故があったという報告はメーカーからは来ていないという状況でございます。

○中村委員長代理 死亡事故だけですか。

○春日特産農産物対策室長 会社の方に事故の報告があれば、死亡事故に限らず、報告してほしいというお願いは、メーカー側にはしております。

○松本委員長 では、厚生労働省からお願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省の方では、食品衛生法に基づく情報収集は食中毒もしくはその疑いがあるものに限られておまして、法的に求めることはしていません。ただ、消費者関係での事故情報ということで消費者庁からいただくか、もしくは先ほど申し上げたように、社会福祉系の施設に関してはこういった注意喚起をしておりますので、その関係で都道府県等から、もちろん向こうの判断があるわけですがけれども、情報が上がってくる可能性はあると思っておりますけれども、法的なものとしてはございません。

以上です。

○松本委員長 消費者庁からお願いします。

○野村消費者安全課長 消費者庁で事故情報の通知を受ける仕組みとしては、御案内のと

おり消費者安全法がございますが、この 10 か月の間で窒息事故というものの情報の通知は、今、手元に数字はございませんけれども、件数は非常に数が少なかったと記憶をしております。その中にこんにやく入りゼリーによる事故は重大事故でなくて、消費者事故であってもこんにやく入りゼリーによる事故情報というものの通知を受けたことは特段ありません。

それ以外の情報収集のツールとして、事故情報データベースには関係機関、事故に関連する危害、危険に関わるような情報を収集されておられる参画機関には、可能な範囲でデータを登録いただくようにオンラインの仕組みをつくっておりますけれども、その中には必ずしも事故ではありませんけれども、ヒヤリ・ハット情報といったものも入れていただくような場合がありますが、この 10 か月ですとこんにやく入りゼリーでヒヤリ・ハットをしたという情報提供を受けたという内容の情報の登録が確か 4 月に 1 件あったかと記憶しております。

○松本委員長 では、佐野委員。

○佐野委員 どうも御説明をありがとうございました。2007 年 5 月の連休辺りで 2 人のお子さんが亡くなっています。そのときに主婦連としては再発防止のための要望書を厚生労働省、農林水産省に提出しました。両省どちらも自分たちの範囲ではないと、自分たちではないと強調されておられました。その当時は消費者庁の話は出てくる前ですので、そういう状況でした。

その後消費者庁創設の検討がスタートしてから、こんにやく入りゼリーの事故はすき間商品、すき間事案であるということで、かなり大きく私たちも取り上げ、意見を申し上げてきました。消費者庁ができる 1 つの契機になったと思っています。

ですけれども、いまだに何の対応もできていません。表示で済ませるような問題ではないと私は思っていて、根本的な対策が何もできていない。私はまさに行政の怠慢であると考えています。

農林水産省の御説明の中で「2008 年 12 月にこんにやくの配合を 10～15%削減し」とあります。その後、結局消費者が望んでいるあのかたさは違うということで、元に戻ったというように聞いています。2010 年 5 月の店頭における販売方法の徹底とありますけれども、これも国民生活センターの調査によると 7～8 割ができていない。これでは何の対策もしていないのと同じであると思っています。

いわゆる消費生活用製品は、物をつくるときに企画の段階からリスクを取り除こうというリスクアセスメントの方法が取られています。それはまさにまず製品が安全であること。最後にそれを補う形で、警告表示をするということが今、行われています。私は加工食品も同じような対策が必要だと考えています。今回は表示を付けなさいとか、売り場で子ども手が届かないところに置きなさいとか、一番最後にやるべきところしかやっていないと思っています。

私は表示が本当に警告表示と言えるかどうかがよくわからない。あれはただの表示ある

とっていて、警告表示であるのだったら、これを食べることによって子どもや高齢者が窒息死する可能性もあると。そこまで書くべきではないかと思っています。ミニタイプのこんにゃく入りゼリーは、まさに私たちの食生活、食経験が非常に少ないものであって、もちとかあめと同じように考えるべきではないと思っています。

リスクのことですけれども、リスク評価を食品安全委員会がされました。ただ、リスクが明確には出てきていません。リスクが明確ではないとか不透明な場合には、やはり予防原則をきちんと考えるべきだと思います。こんにゃく入りゼリーのような製品は、今後いろいろな形で出てくると思います。新しい形の食品。そのときに一体どうするのか。また同じようなこういうことをやるのか。私は今の段階できちんとルールづくりが必要だと思っています。

消費者庁が中心になって、ぜひ食品の安全は基本的にどうするべきかを考えたいと思います。現段階では、私は個人的にはミニカップカップのこんにゃく入りゼリーは販売を規制するべきではないかと思っています。

消費者委員会として、何回も取り上げてきていますし、事前の打ち合わせのときもかなり時間をかけて検討してきています。ぜひここでもきちんと意見をまとめ、何らかの形で意見表明をしていきたい。できるだけ早くしていきたいと思っています。今、暑くなってきましたので、冷たいゼリーがおいしい季節になってきました。今のこんにゃく入りゼリーの形のままですと、いつ事故が起きても全く不思議ではないという状況でありますので、ぜひ何らかの対策を至急やるべきだと考えています。

以上です。

○松本委員長 農林水産省にお聞きしたいのですが、佐野委員が最初におっしゃったような配合量を一旦減らしたけれども、また元に戻したということですが、その辺りは御確認されていますか。

○春日特産農産物対策室長 私どもはマンナンライフからは何度か話は聞いたことがございます。量を減らしたということはもちろん聞きましたが、その後、配合率を元に戻したというお話は、私どもは聞いておりません。

○佐野委員 たしか国民生活センターのテストでも、かたさは元に戻っているというような結果が出ていたような気がします。もう一度御確認ください。

○春日特産農産物対策室長 そこはメーカーの方に確認をしたいと思います。

○松本委員長 下谷内委員、どうぞ。

○下谷内委員 農林水産省にお伺いしたいのですけれども、現在7社があつて、そのうちの5社がアウトサイダーだということで、アウトサイダーでも指導はしていらっしゃることなののですが、また文書のようなものをお出しになって指導ということなのですが、もう少し積極的な働きかけがどんなふうになっているのかを知りたいということが1点。

厚生労働省ですが、食品衛生法に関して、公衆衛生の見地であるから公的な力はないというようなことをおっしゃられましたが、食品衛生法において、私は目的を変えれば、か

なり使えるのではないかと思います。食品衛生法という名前を変えなくてはいけないのかなという気もいたしますが、そうなりますと3省庁のそれぞれの話し合いが必要かと思いますが、今後そういうようなことも考えられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

消費者庁におきましては、こんにゃく入りゼリーの事件が4月に1件入ったということですので、その情報が農林水産省などは御存じないということでしょうか。そうすることで、なかなかその連携は相変わらず取れていないのかなと。やはりその連携がきちんと取れていない限り、非常に危険性を伴うものと思います。こんにゃくはそれこそ昔から食べておりますが、こんにゃく入りゼリーは今まで私たちが経験しないような全く新しい商品であると思います。

先日、田島先生からもお伺いしましたが、食品衛生法の6条でしたか、それに該当するようなものになりますので、非常に難しい食べ物であると思います。ですから、ぜひこのところは連携をしっかりといただくことと、どう対応するかということは法律を何とか変えたり、新しい何かルールづくりをされるようなことを積極的に働きかけてやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松本委員長 それでは、農林水産省からどうぞ。

○津垣食品産業振興課長 5社のアウトサイダーへの指導の仕方でございますが、まず文書でまさに業界の取り決めについて郵送をした上で、これに準じたような取り組みをお願いいたしますということを送っていただくのと併せて、直接そちらの方にこちらの担当から電話をして、取り組みについてお願いをするという形で対応してございます。

○下谷内委員 業者のところに直接いらっしゃるということはないんですね。

○津垣食品産業振興課長 そこは電話で口頭でお願いしています。

○下谷内委員 やはり人が亡くなっているということを考えると、そうしていただけないかなと思いました。

○津垣食品産業振興課長 そういうことも考えていきたいと思います。

○松本委員長 それでは、厚生労働省からお願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省の対応としては先ほど申し上げたとおり、平成20年の各省の申合せということで役割分担をしてやってきたということと、消費者庁なり消費者安全法を政府として提出をして、こういった問題について対処をするという枠組みの中でずっと考えてきておりましたので、今の時点で食品衛生法に改正について、すぐにお答えするのは難しいと思います。申し訳ございません。

○野村消費者安全課長 先ほどの情報収集のところで、この4月に1件登録がありましたと御説明申し上げましたのはヒヤリ・ハット情報でありまして、事故情報ということではなかったのですけれども、事故情報に関しましては消費者安全法で通知をされます重大事故に関しましては1週間単位で整理をして、関係省庁及び地方自治体の方には情報の共有を図らせていただくという取り組みはしてきてございます。

ただ、それはそれとして、関係省庁の連携の重要性という御指摘だと思いますけれども、

今時点では庁内の検討の場で何らかの対応を本件に関して取るべきかどうか検討中であり
ますけれども、何らかの検討を取るべきだという考え方をもし取るのであれば、そのとき
には当然、関係省庁との協力は非常に重要なことだと思っております。

○松本委員長 日和佐委員、どうぞ。

○日和佐委員 再度、厚生労働省にお伺いをしたいのですけれども、先ほど食品衛生法に
よる対応は、こんにやく入りゼリーの問題は衛生上の問題から来た危害ではないからとい
うお答えでありました。確かにそういう範ちゅうではそうであって、現在の食品衛生法で
は新規食品にも該当しないということで、全く対応できないといえますか、対象外の食品
であるということができると思います。今、法案の改正を考えていないとおっしゃったの
ですが、食品衛生法の目的を変えて、衛生ではなくて安全の方に重点を置いた目的にする
ということは可能であると思います。もちろん、衛生上の問題を無視することはできませ
んけれども、もう少し安全の方にウェートを置いた法律目的にすることはできると思いま
す。

もう一つ、日本の食品安全に関する法律の中では、形状や物性に対しての規制が一切ど
こにも規定されていないということがあります。やるとすれば、やはり食品衛生法であろ
うと思うわけですが、それがどうしてできていないのか。FDAやEU等では、情
報が不十分ですので、詳しくはわかりませんが、規制ができていますね。海外でできて
いて、日本でできないというのは、そこに何らかの理由があるならば、例えば
伝統食品等について対応が難しい等々の理由があるならば、その辺りについてお聞かせを
いただきたい。

消費者庁ですけれども、消費者安全法の運用をもう少し広げるとか、解釈を広げるとか
で、消費者安全法で対応ができないものなのではないかということをお伺いしたいです。

農林水産省に聞きたいのですけれども、国センの調査では必ずしも行政指導がきちんと
守られていないということで、今、流通ではかなりきちんとやられているけれども、ドラ
ッグストア等ではかなり乱暴な売り方がされていると。下の方に子どもの手の届きやすい
ようなところに置かれていて、要するに行政指導が功を奏していないという状況だとい
うことを国センの調査でも言われています。こういうことになった場合、行政指導の限界は
あると思いますけれども、その辺りはどんなふうに考えていらっしゃるのかをお伺い
したいと思います。

○松本委員長 関連してどうぞ。

○山口委員 厚生労働省ですが、食品衛生法は要するに栄養状態が悪いとき、あるいは衛
生状態が悪いときにつくった法律で、それがそのまま残っているのですね。一方、いわゆ
る窒息事故については先般見たデータでは、年間4,000~5,000人が亡くなっているとい
うような状況があるということを見ますと、やはり食品衛生法の6条の4号に物性や形状も
加えて、そうすると1条の目的等も一定の改正が必要になるかと思えます。現在、窒息事
故がこれだけ増えている状況を考えますと、このままではまずいと思うんですが、そこら

辺は日和佐委員の質問に併せて、今の窒息事故がこれだけ増えている状況を踏まえて、どういうふうにお考えなのか。それもお聞かせいただければと思います。

○田島委員 お二人の委員からの御発言がありました。私も同感であります。短期的には農林水産省による業界指導は功を奏しているといえますか、2007年以降は死亡事故の報告はないということで、業界指導が功を奏していると思いますが、やはり指導だけでは不十分で、何らかの法的根拠のある行政指導が必要ではないかと。

そうしますと国民の食品の安全の確保というものは、食品衛生法という法律以外、今のところはないので、食品衛生法第6条の改正、第11条で食品に規格基準を設けることができるとなっていて、現実には食品の規格基準がたくさんつくられておるわけですが、その中にこんにゃく入りゼリーの規格を定めるというくらいで、十分対応はできるのではないかと私は考えております。もちろん、目的も変えなければいけませんけれども、とりあえずは規格基準を新たに設けるくらい。

物性でもって規格基準が設けられるかどうかという議論がどうしてもあると思います。それが非常に難しい問題だと実は私も思って、こういうふうに発言をしていますけれども、実際問題として果たして規格基準がつかれるのかどうかという不安はあるのですが、同じ厚生労働省が所管している健康増進法の特別用途食品で嚥下困難者用食品というのがございます。そこでは物性値は規制されています。物性値の規制ができない話ではないと思いますので、努力していただいて、形状や物性を入れた規格基準を設けるという方向でもって、長期的には御検討をいただきたいと考えております。

以上です。

○松本委員長 いろいろと御指摘がございましたけれども、まずは厚生労働省からお願いいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 法律の改正についての御質問ですけれども、先ほどお答えした内容以上のことは申し上げられないと思います。ただ、国際的に見た場合に、例えばコーデックスの国際基準の中で物性なり規則についての基準が設定されているかということ、私どもは承知していないという状況ではあります。FDAの場合やEUの場合に、方法論はともかくとして、一定の規制を設けているという現状があることは承知しております。

ただ、いずれにしても、その法律の目的や対象、成立経緯といったものは日本とアメリカとヨーロッパでは違うということもありますので、単純に欧米でできているから、日本の食品衛生法でもできるのではないかという議論には、そこは検討をしなければいけない課題があるだろうと受け止めております。

○俵木基準審査課長 基準審査課の方から基準の可能性ですけれども、私も先生の御指摘のとおり、かなり難しいと思っております。食品安全委員会の御評価も見させていただきましたけれども、その他の食品との切り分けをどうするかということも考えますと、こんにゃく入りゼリーを特別に切り分けた基準をつくることは難しく、非常に長い歴史をも

って日本人がおもちを食べてきたわけですからけれども、その中でも、数も一口当たりの被害の発生状況も断トツに多い中で、こんにゃく入りゼリーについて特化した基準を設けて規制をかけていくというのは、なかなか難しいのではないかと現実的には考えております。

もちろんもし法的な規制をかけるとすれば、食品安全委員会の科学的な御評価をいただいた上で、科学的根拠に基づいて規制を行わなければならないわけですが、今のところの食品安全委員会の御評価をいただきました結果におきましては、基準を設けるのははっきり言って、できないのではないかとというのが正直なところでございます。

○松本委員長 消費者庁からお願いします。

○野村消費者安全課長 消費者安全法の関係の御質問でございますが、消費者安全法に基づいて何らかの対応は取れないのかと。消費者安全法は御案内のとおり、規制的な措置といたしましては、17条～19条で改善勧告でありますとか、場合によっては市場への流通を停止する命令をするといった規制的な規定がございます。

ただ、これらの権限の発動要件といたしましては、現に重大事故が発生をしていることとありますとか、利害の原因製品なり役務に消費安全性が欠いているということ。さらに被害の再発拡大の防止のために必要があるという判断ができること等の要件が課されております。これは憲法上の営業の自由との兼ね合いということで、要件としてはかなり厳格に定められていると理解をしていますので、行政の立場といたしましては、法律の執行は性格に要件にのっとっている場合には発動するし、そうではない場合にはということだと思っておりますので、安全法に直接根拠を求めてということは、なかなか難しいかと思っておりますので、御指摘に関しましては、そうした権限を有しているということを背景にして、どういう考え方、どういう対応があり得るかをどこまで検討していくかということかと思っております。

○松本委員長 農林水産省からお願いします。

○津垣食品産業振興課長 行政指導の限界について御指摘がございました。我々も特に小売の売り方に関しては指導をしてございまして、例えば子どもが手に取らないように、いわゆるダイエット用みたいなものと子どものお菓子用は別々のところで売ってくれということで指導するというところでございます。

御指摘があったように、ドラッグストアの方で乱暴な売り方があるというお話でございましたが、ドラッグストア協会にもお願いをしてあるわけでございますが、そういう事態があるということ踏まえまして、我々としてはとにかく一生懸命その指導をしていくことに尽きると。限界と言われてもなかなかつらいところですが、団体にいるところについては団体からもしっかりやっていただきますと、先ほど言いましたようにアウトサイダーの方もおられますので、そういう人たちにもなるだけ指導の内容を知っていただくように努力していきたいと考えてございます。

○松本委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員長代理 主に厚生労働省に聞きたいのですが、こんにゃく入りゼリーの問題は

昨年の消費者庁ができるきっかけになったケースとして大変象徴的な事件で、先ほど来聞いていると、食品衛生法で対応できないのだと。そのことはもうわかっているわけです。去年の3月25日に衆議院の消費者特別委員会で舛添大臣がちゃんと答弁しているんです。食品衛生法では衛生上の危害に当たらないと無理だと。形状、物性は対象にならない。だけれども、人が次々に亡くなっているのに、それを放っておくわけにもいかないから議論をしますというところまで、次に回答しています。それなのにこの1年間、何も議論をしていなかったのですか。そこをお聞きしたいです。

せっかく大臣が国会で答弁しているのに、大臣の言ったことをちゃんと厚生労働省で受け止めて議論をしていないのか。さっきから聞いていて、そこが非常にびっくりしています。いつまでも去年以前の答弁のままでは困ると思います。この1年取り組んでおられるとばかり思っていたのですけれども、その辺の様子を教えてください。今後は取り組むという決意表明くらいしていただきたいと思います。

○道野輸入食品安全対策室長　もちろん、去年の3月25日に衆議院の消費者特委におきまして、当時の舛添大臣の方から、ここはまさにそういうことを考えたときに、消費者の立場から見れば、食品衛生法の規定はわかるが、これだけ亡くなっていった方が出ているときにはどうするんだという話があると思いますので、そういった多角的な議論をしていきたいと思っておりますというふうに答弁をしております。

そういったことも含めて、先ほどから申し上げておりますとおり、平成20年の枠組みの中で、政府の中ではそういった役割分担でやっていきたいと思いますということを申し合わせておるわけでございまして、厚生労働科学研究の2年間の成果についても、その後、私どもの方から関係の社会福祉系の施設について情報提供をし、公表をし、注意喚起をしているというような対応を取っておるわけでございます。

○松本委員長　佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　今まで食品の安全性という、やはり添加物や農薬であるという話だったのが、今回のミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーはまさに形状とか物性が問題となっているわけです。それを受け止める法律がないのに、皆さんのお話を伺っていると、難しい、できませんで、やっていることは結局今までと同じ警告表示であったり、商品をどこに置きましょうかとか。それ以上のことができないんですかと私は言いたい。この何年かの間に何人も亡くなっていて、わかっているだけで22人です。私は食品の事故情報の収集の仕方が十分でないと思っています。報告義務があるわけではないので、決してすべての情報が消費者庁に集まっているとは考えていません。

特に食品に対しては、たくさんの事故がそのままになっていると思います。ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーは、お子さんとかお年寄りの被害が多く、親が子どもにあげた、または子どもがおじいちゃんやおばあちゃんにあげたということで、家族の中で起こっている事故が非常に多いと思っています。なかなか表に出ないということもあり得ると思っていて、事故がありませんから、これだけで終わりますというのは、私はどうして

も納得できない。

この3つの省庁できちんと話し合いをして、食品の安全をどう考えるか。きちんとルールづくりをするとか、もし今の法律でできないのだったら、何ができるか、何とかしようという前向きの何らかの発言がなぜないのか。私は非常にながかりしているところです。ぜひ3つの省庁で検討されて、できるだけ早く結果を出すように。特に消費者庁が中心になって、やっていただきたいと思います。

○中村委員長代理 さっきの答弁で、結局20年の防止対策について、やっているという答えだったのですが、舛添大臣の前後のやり取りは、要するに法のすき間なので食品衛生法では対応できない。食品衛生法の見直しも含めた趣旨で答弁されているはずなのです。それなのに今は20年、20年は去年よりもっと前の話なので、前があるから何もしないという答えには到底ならないので、去年3月25日にこういう国会答弁をしているということは、やはり食品衛生法の見直しを含めた検討をしましょうということです。そののちをちゃんと受け止めて、答弁してほしかったのです。もう一度お願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 今回の御指摘ですけれども、食品衛生法の改正ということは言及していないと私どもは受け止めておりますし、議事録もちゃんと見ております。そんなことを今あれするわけではないのですけれども、この後の21年4月30日にもそういった注意喚起ということを重ねてやっておるということをお願いいたします。済みません。

○松本委員長 日和佐委員、どうぞ。

○日和佐委員 私はこんにやく入りゼリーだけを取り上げなければいけないとは思ってなくて、今度の食品安全委員会の調査の結果でもわかったことですが、日本は随分と窒息事故死が多い国だということがわかったわけです。このことに対して関係している省庁が何もアクションを起こさないのは、私自身も非常に納得がいかないといいますか、怒りが強いです。そういう事実がわかって、窒息をして死亡している人が多いわけです。それは非常に大きな問題であって、これをトータルで何とかしなければということについては、手を出していくべきだということに思います。

先ほど食品衛生法で規格基準をつくるのは難しいとおっしゃいました。確かに私も難しいと思います。もちとあめとこんにやく入りゼリー、そのほかピーナツとか、窒息の原因になっている食品はいろいろあります。それぞれが全部同じではない。違う特性を持っていて、その違う特性で窒息事故を起こしているということになるわけですから、一律の規格基準などはもちろんできないわけです。ですけれども、特保の方で、もちはのどに詰まりにくい物性のおもちの開発がされているというように聞いています。

ですから、そういうことも含めて、それぞれきめ細かにやれば、何らかの手がかりが得られるのではないかと思います。確かに規格基準をつくって、それをクリアーしたから絶対に大丈夫ということとは言えないと思います。その辺りが行政としては非常に不安だと。要するに規格基準をつくった。それをクリアーした商品を出した。だけれども、窒

息事故が起こった。そういうこともあり得ると思います。でも、それを恐れて一切何もなしということはないのではないかと思うわけです。

どんなに規格基準をつくって、それをクリアーしても、それは食品の特性で、リスクというのは必ず残るわけです。そこはすべての食品がさまざまなリスクを持っていますね。それと同じような考え方ができるわけで、さまざまな考え方の思考を変えていけば、無理ではないと思っていますので、そこは積極的にやっていただきたい。

食品衛生法が絶対だめということになれば、これは消費者安全法でやるよりほかにないわけです。そこら辺りももうちょっと協力し合って、この窒息事故をトータルでどうやったら少なくしていくかということについては、できませんではなくて、前向きに積極的に知恵を出して合っていただきたいと思います。

○松本委員長 先ほどコーデックスの話がされましたが、ここにコーデックスの中の一つですが、「食品衛生の一般原則 国際的に推奨される実施規格」の日本語版がございまして、2003年に第4回目の改訂がされているということです。

国際規格ですから、ここで用語の定義をきちんとやっているわけですが、「食品衛生」、すなわち英語で言うところのフードハイジーンの定義として、「フードチェーンのすべての段階で食品の安全性及び適切さを確実にするために必要なすべての状態及び手段」と定義をされていまして、それでは、食品の安全性、「食品安全」、フードセーフティーとは何かについては、「意図される用途に従って調理及びまたは喫食されたときに、その食品が消費者への危害を引き起こさないという保証」と書かれています。コーデックスの定義から行けば、食品衛生という言葉の中に、従来、厚生労働省が考えられていたよりは広いところの物性とか形状とかにかかわる食品安全も含んでおり、食品衛生と食品安全はかなり近い形で使われているという印象を受けるんです。

そういたしますと、日本もコーデックスのメンバーですから、国際的には食品衛生という概念で、ここまで考えているんだけれども、日本の国内法では食品衛生は狭く考えているという切り分けをされているのか。日本も国際基準に従って食品衛生という概念を広げて考えましょうという方向にはなっていないのでしょうか。そこをお聞かせください。

○道野輸入食品安全対策室長 うまく説明できるかどうかわかりませんが、確かにコーデックスの枠組みの中で食品の安全性ということの規定しているわけですし、それを国内法でどのように担保していくかという問題だと思います。もちろん、例えば食品の衛生の一般原則という、ジェネラル・プリンシプル・オブ・フードハイジーン、フードセーフティーかもしれませんが、ございますけれども、その中では生産を含めて、生産から加工流通、フードチェーン全般にわたっての原則が書かれています。したがって、求められているのはそういうものだろうと思います。

国内法では、例えば収穫後の段階以降については食品衛生法で対処している。それ以前に関しては農林水産省の方の諸制度で対応するというような割り振りをしているって、国内の体制は確保しているわけです。ただ、完全にコーデックスに対応しているかどうかと言

われますと、御指摘のような状況があると思います。

先ほど私が申し上げましたのは、かたさや物性を個別基準という意味合いで、コーデックスでは私も承知しておりませんということを申し上げたわけでございます。

○松本委員長 実際に規制ができるのか、規制のための数値を出せるのかという問題、あるいは規制すべきかというのは一つ大きな問題としてあるにしても、一定の法的対応が必要だという判断をリスク管理当局がした際に、法律上の権限が何もないという状態は、コーデックスでいうところのフードチェーン全体を通じて安全が確保できる状態になっていない。それはコーデックスの定義で言うところのフードハイジーンがきちんと確保されていないということなので、日本国内の分担においては、そこはほかの法律がやるべきなのだという議論はあり得るわけですが、ほかの法律もないというのは、やはり国際基準から比べると日本は欠けているということになるのではないかと思います。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 報道では、いわゆるこんにゃく入りゼリーについては、EUなりアメリカなり韓国では販売禁止になっていると聞くのですが、それが事実なのかどうか。おわかりだったら教えていただきたくし、わかっていなかったら至急調べていただきたいのですが、どういう法体系に基づいて、ヨーロッパ各国あるいはアメリカ、韓国はこんにゃく入りゼリーについて販売禁止にしたのか。そこら辺の法体系と法的な根拠ですね。そこら辺を時間がなければペーパーでも結構なので、ぜひ調査結果を教えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○俵木基準審査課長 今回の山口先生の御指摘については、多分、消費者庁でも訓令をもって調べになった経緯もあると思いますので、私どももよく勉強をさせていただいて、食品衛生法という観点から、もう一回整理をさせていただきたいと思います。

○山口委員 要するに諸外国の食品衛生法、特に欧米なり食品衛生法でどういうふうに物性や形状になっていて、その関係でどういうような体制になっているのか。

○松本委員長 山口委員、今日の配付資料の参考資料で、海外におけるこんにゃく入りゼリー対策の状況についての概要ということで、米国と欧州と韓国について、簡単なペーパーが出ております。

○山口委員 法文も含めて、どこにお願いしたら、これをいただけますでしょうか。消費者庁の方で調べていただけますか。

○野村消費者安全課長 今回の御指摘のものは参考資料にあるとおりでございますけれども、アメリカの場合には制度禁止ではなくて、輸入差し止めという措置になってございます。欧州の方はEU指令で、材料としてのこんにゃく粉の添加剤としての使用の禁止を2004年にいたしまして、各国法で手当がなされているという状況です。

韓国の方は立法の措置が取られております。食品衛生法に基づいて定められます食品法典と呼ばれます規制で、大きさ、弾力性等に関する規制を2005年に定めをさせていただきます。さらに詳細の必要があれば、後日、資料を届けさせていただきますと思います。

○山口委員　そこら辺はぜひ条文も含めて、要するにEU指令の中身ですね。アメリカは輸入は差し止めになっているけれども、国内のメーカーはないのかどうか。韓国についてはどういう法条に基づいて、日本と似ている食品衛生法があるのかどうか。それがどう違って、そういう規制になっているのか。そこら辺をぜひ調べて、教えていただきたいです。

○松本委員長　そのことについてはここに概要があるのと、もう一つは食品安全委員会のリスク評価の膨大な文書の後ろの方にもう少し詳細に、根拠となっているEUのディレクティブなども含めて、一応載っております。

○山口委員　原資料が欲しいです。条文自体も含めてです。

○松本委員長　どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長　先ほどコーデックスの規格基準、国際基準と国内基準の整合性が取れていない、もしくは国内基準は不十分ではないかという御指摘がございましたけれども、全体について調べるのはなかなか時間がかかりますので、少なくとも、かたさとか形状の扱いがコーデックス基準でどうなっているかということについては、私どもの方で調べさせていただきたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

○松本委員長　どうぞ。

○俵木基準審査課長　先ほど日和佐先生から御指摘があった、基準を工夫できるのではないかということですが、何らかの基準ができるかどうか、考えなければいけないのかもしれないとは思いますが、今回の場合、食品安全委員会のレポートを読みましても、いわゆる年齢ファクター、咽喉等の加齢に伴う変化、幼少児での未発達な部分とか、そういった、いわゆる食する側のファクターが大きいです。例えば65歳以上の方はこういうおもちしか食べないでくださいというような基準をつくらざるを得ないことになりかねないと思っております。今、食品衛生法で規定している基準は、例えば添加物の添加量の規制、残留してはならない農薬の量、汚染物質の残留限度値など、食品サイドで完結できる基準値で、いわゆる業者に対して規制をかけるという規制のかけ方になっております。今回は、食する側のファクターを織り込んだ基準をつくらざるを得ないような状況ではないかと思っております、なかなか難しいのではないかと考えているものでございます。

○松本委員長　どうぞ。

○野村消費者安全課長　何人かの先生から消費者庁が中心になって前向きな対応をとという御指摘をちょうだいいたしましたけれども、消費者安全行政の立場といたしましては、前向きにという意味合いは、次の事故が起こらないようにという取り組みをしっかりとやるよという御指摘だと受け止めてはございます。

片や、釈迦に説法ではございますけれども、食品安全というテーマは、食事をするというのは、いずれにしても異物を体内に取り込むという行為でありますので、リスクゼロではないという前提で食品安全基本法もできて、リスク評価に基づいてリスク管理を行うということで行政全体が動いてきていると理解をしていますので、先だつてのリスク評価書、

食品の側の要因と人の側の要因があるということをかなり詳しく整理をしていただいて、かつ窒息事故件数が多いということですが、窒息事故が発生しておりますのは成人よりも咀嚼能力の弱い子どもなり高齢者で窒息事故がたくさん起こっているという指摘の内容だったと理解しております。

まだこれから判断をしていくということだとは思っておりますけれども、食品安全基本法の枠組みの下で、リスク評価に基づいてリスク管理措置を講じていくという体制の中で、行政自体は進めていくということについては、御理解をいただければと思っております。

○松本委員長 よろしいでしょうか。消費者委員会といたしましては、この問題に大変大きな関心を持っております。引き続き議論をしていきたいと思っております。

本日は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省におかれましては、お忙しい中、審議に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

第 46 回 消費者委員会（平成 23 年 2 月 4 日）議事録（抜粋）

2 . こんにゃく入りゼリー事故について

○松本委員長 始めは、「こんにゃく入りゼリー事故について」です。こんにゃく入りゼリー事故につきましては、これまで消費者委員会において議論を重ねており、昨年 7 月に「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び商品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」をとりまとめたところですが、昨年 12 月、消費者庁におきまして、「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」の報告書を取りまとめたということですので、本日はこれについて御報告をいただきたいと思えます。

それでは、消費者庁より御説明をお願いいたします。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 それでは、お手元に配付しております資料 1-1 「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会報告及び消費者庁の対応」と資料 1-2、これが報告書の本体になりますけれども、この 2 つの資料を使いまして御説明させていただきます。

まず、資料 1-1 の 1 枚紙をご覧くださいと思います。左上の「検討経過」ですけれども、昨年 7 月までに行われた「食品 SOS 対応プロジェクト」において、「多くのこんにゃく入りゼリーのような食品については、製品の物性、形状に踏み込んだ改善を講ずることが望ましい」という結論が得られました。

これを踏まえまして、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等の物性・形状等の改善につながる「参照指標」作成等について調査研究を本研究会で行い、報告書を昨年 12 月 22 日に公表させていただきました。

この研究会のメンバーでございますけれども、資料 1-2 の最後のページに名簿が出ております。医学、口腔衛生学、食品物性、安全工学の分野の専門家の方々に調査研究いただきました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、「2. 検討内容」でございますけれども、(1) として、重篤な窒息事故につながり得る食品側のリスク要因の詳細分析を行いました。まず、閉塞実験というものを行ったのですけれども、このペーパーの左下の方に小児用喉頭モデルの写真が出ています。これを使いまして、さまざまな力学特性を有するゲルのサンプルをつくって、閉塞が起りやすいか否かを測定する試験を行いました。

具体的には、資料 1-2 の後ろから 5 枚目の別紙 1 をご覧いただければと思います。力学特性改善効果を見るために、サンプルの変形・破断等の挙動が喉頭の閉塞状況に影響し、力学特性により気管内圧が変化したことがこの試験からわかりました。また、喉頭閉塞の程度は、食品の破断応力及び破断ひずみ、この 2 つが大きいほど気管内圧が高くなり、喉頭閉塞を起こす傾向が観察されました。破断応力といいますのは下のグラフの縦軸ですが、硬さです。破断ひずみはグラフの横軸ですけれども、こちらは弾力性を測るものです。

このグラフの中の赤いところが **200mmHg** 以上、そういったもののサンプルでございます。右の上の方に分布していることがわかると思います。

測定結果の解釈です。資料 1-1 に戻っていただきまして、(1) の下のポツに書いてございますけれども、破断応力、破断ひずみが大きい場合は、そのままのサイズで下咽頭に入ると喉頭閉塞を起こす可能性があり、吸い込むことが想定される一口サイズでは、窒息事故リスクが高くなる。破断応力、破断ひずみが小さくなると、豆腐のような力学特性を有する場合も想定されますけれども、上記の力学特性との中間に位置する場合は、窒息事故リスクが高くなる場合も想定されるというふうに解釈しております。

その右下の絵を見ていただきますと、右上の赤いところは窒息事故リスクが高くなる、左下はリスクが低くなる、こういったことをイメージとしてここに示しております。

次に、検討内容の (2) でございますけれども、こんにゃく入りゼリー等の力学特性の測定方法についても検討いたしました。これは、資料 1-2 の別紙 2、3 つ目のマルを見ていただきますと、関連事業者等が窒息事故リスク低減に取り組む際に有用となる、再現性や汎用性が高く、統一的に実施可能な力学特性の測定方法を検討いたしました。この測定法はそこに書いてあるとおりでございます。こういったものを使いまして、関連事業者が測定することも可能になるようにということで検討いたしました。この測定結果を、今回の閉塞実験にも活用いたしました。

1 枚めくっていただきまして、別紙 3 でございますけれども、こんにゃく入りゼリーに関する販売実態調査も行いました。ミニカップ型こんにゃく入りゼリーについて、全国 **1,000** 店舗を対象に販売実態調査を行いました。その結果ですけれども、左側のチャートにありますように、主な販売場所といたしましては、約半分が菓子売場で販売されている。右側のグラフですけれども、焼菓子やゼリー類と一緒に販売されていることが多く、菓子以外が販売されているのは **12%** にとどまることがわかります。また、右下の店側による警告表示の有無のところですが、約 7 割の店舗では店頭での警告表示が未実施ということもわかりました。

次のページ、別紙 4 でございますけれども、食品による窒息事故等に関する消費者意識調査を行いました。上の左のチャートですけれども、「最も危険だと感じている子どもの事故はどれか」という質問に対しまして、交通事故と答える方が一番多く、食品による窒息事故と答えた方は **9%** しかおりませんでした。

こんにゃく入りゼリーに表示されている注意喚起につきまして、それを認識しているという状況はわかりましたけれども、その右側のチャートを見ますと、自ら摂食する場合は、約 4 割が子どもにも食べさせているという状況でございます。

以上が検討の内容でございます。

もう一度、資料 1-1 に戻っていただきまして、3 のところ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理」ということで、これを参照指標としてまとめてございます。

まず、力学特性でございます。2 の (1) で指摘したとおり、破断応力、破断ひずみと

も大きい場合は、子どもが吸引する可能性がある一口サイズの容器で販売する場合には、弾力性が小さく、破断されやすいものへの改善、あるいは咀嚼が必要となるような、容器を吸引できない大きさや構造等へ改善することが望まれるとしております。破断応力、破断ひずみが小さくなれば、一口サイズで販売するに際しては、個包装の警告表示や注意喚起の徹底を図るとともに、必要に応じ砕けやすさにも配慮した力学特性の改善を検討することが重要としております。

また、右側の大きさのところでございます。破断応力、破断ひずみの大きい力学特性を有する食品は、子どもが必ず咀嚼を必要とするような窒息事故リスクを低減するための配慮が不可欠である。具体的には、そこに3つ書いてございますけれども、子どもの気を引く型やイラスト等を避け、形状を大きくし、口で吸引できなくする、または、そのまま飲み込めないようにする。あるいは気管の大きさ（内径約1cm）よりも小さくすることなどが考えられるとしております。

次に（2）でございますけれども、販売方法の改善ということで、消費者への注意喚起や販売方法の改善等に係る取組みについても改善の余地が認められたとしております。

次に（3）でございますけれども、関連事業者による自主改善・関係機関等による連携協力として、事業者や事業者団体において、上記の具体的な指摘を踏まえた、実質的、実地的な改善が図られることを期待。それに併せて力学特性の測定等を支援する体制構築の検討着手を望みたいとしております。

以上が研究会報告の概要でございますけれども、4として、これを踏まえた消費者庁の対応を書いてございます。本報告書で示された窒息事故リスク低減に向けての考え方に基づいて、以下の対応を実施します。1つ目は、製造・輸入事業者等に対して、より安全性の高い食品が製造されるように改善要請をする。製造・輸入事業者、販売・流通事業者等に対して、販売や表示の改善について要請する。この2つは昨年末に既に要請を行いました。

また、改善への取組みが見られない場合には、消費者安全法に基づく注意喚起。これは、消費者安全法 15 条に基づいた、社名を挙げての注意喚起を想定しておりますけれども、そういったものを検討したいと考えております。

このほか、消費者に対して、食べ物による窒息事故に関する注意喚起を行っていくことなどを検討しております。

私からの報告は以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お出しください。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 御説明ありがとうございます。この調査をしてから既に1か月以上たっていますけれども、その後のフォローアップはどうなっているのか教えていただきたいとい

うことと、「4. 消費者庁の対応について」の4番目、「改善への取組みが見られない場合には、消費者安全法に基づく注意喚起等を検討」というのは、注意喚起をするのではなく、何かが起きたら、これからまた検討しますという意味なのか、教えていただきたいと思えます。

この御報告の中で、私が一番気になったのはやはり消費者の意識調査です。ここではっきりわかるのが、表示だけではきちんと対応できないということで、本体にある危険性を取り除かないと、やはりこの事故はなくならないと思えます。

それから、いつも消費者庁さんは事故がない、事故がないとおっしゃっていました。ところが、ここでは「窒息事故を起こしても行政機関に相談する保護者は皆無」と書いてあるわけで、待っていたのでは事故が上がってくるはずがないと思えます。この調査結果からも、私はやはり何らかの規制が必要ではないかと思えます。

というのが私の意見です。質問にお答えください。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 まず、フォローアップですけれども、今、それぞれの業者さんから、どういう検討しているかというところをヒアリングという形で伺っているところです。それぞれ検討状況はまちまちだということは、わかっております。

それから、表示だけではだめだ、本体のところを何とかしなければいけないということですが、まさにそのために今回、このような要請を関係の業者等に行っているというふうに理解しております。

事故の情報が上がってこないということにつきましては、一つは、先ほどの消費者への注意喚起ですけれども、こういった食品の窒息の危険性について、私どもはリーフレットを作成して、小さい子どもを持つ親などを中心に配布することを検討しております。

それから、先ほどの注意喚起というのは消費者向けの注意喚起でございまして、事故が起こったときということではなく、事業者の改善の取組みが見られない場合に、「こういう業者は改善していない」ということを、業者の名前を挙げて注意喚起することを想定しております。

○佐野委員 そうすると、この4番は「消費者安全法に基づく注意喚起を行う」でいいのではないかなと思えます。「等を検討」、これから検討されるのでしょうかというところはどうかですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 細かく言いますと、改善が見られないかどうかを確認するとか、そういった意味も含めて「検討」と言っているということです。

○松本委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員長代理 今のところは、昨年12月22日の報告書の発表の後に末松副大臣が記者会見ではっきり言うておられますよ。従わないところがあつたら、ちゃんと社名も出して国民一般に注意喚起として知らせるということをはっきりおっしゃっているので（参照：「これからこれに対して非協力的な事業者に対しましては、それはもう私ども、消費者安全法第22条に基づいて、もしそれを全く無視して従わないところがあれば、報告等を

求めまして、その結果、何ら改善がなされていないという話になった場合には、消費者安全法第 15 条に基づいて、社名を挙げて注意喚起していくということでございます。)、これから検討するのではなく、もうそれは既定の方針ではっきりしていることでしょう。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そのとおりでございます。

○中村委員長代理 それから、今回、こういう参照指標を出して何らかの規制に入るのかと我々は考えておりました。例えば、せっかく硬さとか大きさについて数値を出された。韓国は、まさにその数値に基づく製造販売の中止をはっきりと行政的に手を打っているわけです。今回はそうではなく、12月28日に消費者庁長官から業界団体に通知を出されましたね。あの通知は非常に抽象的で、せっかくこれだけの数値を研究会で出したのに長官からの通知には全然数値が入っていない。これから硬さとか大きさ、形状についても、より安全なものにするように検討してくださいという抽象的な言葉しか、28日付の通知には書いていないのです。どうしてこういうふうにとんだウンしてしまったのですか。せっかく「SOS」の方でこれだけのところまで詰めているのに、業界に伝えるときにはそれが数値として伝わっていない。ここのところを私は非常に疑問に思います。

業者の実名を公表するとか何とかおっしゃっているけれども、長官名で通知を出すに当たって、きちっとその辺はわかりやすく言うておかないと、業者の人も困るだろうし、一体この規制はどういう規制なのか、非常に国民にわかりにくかったのです。そういう印象を持っておりますので、昨年暮れの28日付の長官通知というのは、もう少し具体的に書くべきではなかったのでしょうか。

○松本委員長 それと関連して、私も根本的疑問があります。ここで参照指標と書かれているから、私は中村委員と全く逆で、数字が出てくるのかと思ったら、この報告書には数字が出ていないわけです。出ているのは「内径1cm」ということだけです。私が誤解しているのか、中村委員が誤解しているのか、どちらですか。これは数字が出ていない報告書でしょう。破断応力が幾らであれば危険だとか、そういう基準値を示した報告書ではないですね。そういうふうには私は読んだのですが、そういうガイドライン的な数字がこの報告書の中に含まれているのですか。

参照指標というのは、別途、この報告書に基づいて消費者庁がつくって、ガイドラインとして出して事業者に対して指針を示すのだと思っていたのですが、これっきりで終わっている。こういう方向で事業者さんそれぞれ適切な数値とか形状をお考えくださいという意味であれば、今、中村委員が紹介された、長官の業界団体に対するお願いというのはそれ以外言いようがないわけだから、それでおかしくないと思いますが、いかがですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 まず、この業界団体等への通知にはこの報告書を付けております。また、業界、事業者とお話し合はさせていただいております。

それから、数字ですけれども、確かに1cm、数字としてはそういうもの、あるいは外国の事例、そういったものになっております。

○松本委員長 外国の事例は外国の事例であって、日本も外国どおりやりますということ

をここで書いているわけではないのだから、それを投げられても、事業者さんは困るだけですよ。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そうおっしゃられればそうかもしれませんがけれども、そこはこの研究会では、下の方の数字は1 cm ですが、どこまで大きくすればいいのかということについては、詰め切れなかったというのが事実でございます。

○松本委員長 この報告書は、数値を出して何か基準を示したというたぐいのものではなく、危険性の考え方を示した報告書としか読めないのです。つまり、この報告書の参照指標に従っていないことを評価する場合に、スパッと、数値がこれを満たしていないということで評価できるたぐいのものではない、というふうに思えるのですけれども、いかがですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 確かに力学特性のところについては、スパッと評価できにくいものだと思います。しかし、測定の仕方については、先ほど別紙2で示しましたし、破断応力と破断ひずみを使って測ると、そういうことは示しておりますので、今後、これを使って評価していきたいと思っております。

○松本委員長 どうぞ。

○中村委員長代理 こんにゃく入りゼリー問題は消費者庁国会のときから大変中心話題としてやってきたのですが、昨年末のこの報告書と長官通知をもって、これは一応終わりという認識でおられるのですか。私どもとしては、例えば食品衛生法上の規格基準として明確なものを定めていただいて、それに違反するものの製造販売を禁止するというのを、厚生労働大臣にきちっと言っていただくとか、その辺まで届かないと終わりにならないような気がするのですが、いかがですか。これで終わりなのですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 終わりというか、まずは一たんここまでやるわけですから、様子を見る、これが効くかどうかを見るという考えでございます。これが効かないのであれば、また別途の段階に入るかというふうに考えております。

○中村委員長代理 いつごろまで見るのですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そこはまだ今の段階では明確に申し上げられませんけれども、業者さんは、製品の開発に1年ぐらいはかかるとおっしゃっているところもあります。それまでではなく、その途中の、開発をどういう方向とするのかということは、もっと早い段階でチェックしていきたいと考えております。

○山口委員 そうしますと、あえて業者の名前は言いませんが、一番大手の業者は、1年ぐらいかけて検討するという回答なのですか。それとも、今年の春ぐらいからこれに従った商品の製造販売に変更しますという回答なのか、その辺はどうですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 個別の業者について言及は差し控えますけれども、前向きに検討しているところもあると認識しております。そういう業者さんもあると認識しております。

○松本委員長 どうぞ、下谷内委員。

○下谷内委員 御説明ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、この報告書を拝見いたしますと、それに合わせて消費者庁の対応というのが資料1-1の4番に書かれています。これを見ますと、先ほど中村委員からもありましたが、改善への取組みが見られない場合、注意喚起を事業者に対して行うということをおっしゃられたと思います。もう一方で、この報告書の6~7ページ、「消費者への注意喚起・啓発」というところにおきまして、具体的にわかりやすいというのは、先ほどおっしゃられたパンフレットのことを指していらっしゃるって、この3ポツ目については、事業者に対しても注意喚起のみであって、ほかの委員が言っているように、一步先に進むことはお考えになっていらっしゃるということでしょうか。そこだけ確認します。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そこに掲げてある「消費者安全法に基づく注意喚起」というのは、事業者名を挙げての消費者向けの注意喚起ということでございます。

○下谷内委員 そこまでということですね。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そうです。今の段階では、ということです。

○下谷内委員 では、今後あり得るといふふうに考えてもいいですか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 そこはちょっと、今、私からは申し上げられません。

○松本委員長 もう一度、私の最初の疑問に戻りますけれども、改善への取組みが見られない場合という評価を、何を基準にしてやるのか。大きさが1cmという数字が出ている分は比較的わかりやすいですし、子どもの気を引く型やイラスト、こういうのもわかるだろう。しかし、破断応力、破断ひずみが大いだと危険。では、どれぐらいまで小さくすれば、改善したというふうに評価してもらえるのかというところが、ここからは必ずしもわからない。現状の商品よりは変えました、ということでもよろしいのか。それとも、何か絶対的な数値があって、これ以下にならない程度の改善努力では消費者庁としては認めないと、何かそういうものがあるのか。評価基準がきちんとあるのかというところなのですが、努力をしていけばそれで自主的なものだからいいですよ、というのも一つのやり方だと思いますが、それ以上の何かございますか。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 努力していればいいと、そういうものではないと思います。力学特性と形状、その両方を見なければ評価できないと思いますので、力学特性は、本当に左下のそこであればそれはいいでしょうけれども、右上の方にあっても、大きさが大きくてスプーンですくえるタイプであればいいと。そういった判断もあると思いますので、そこは実際の開発製品を見て、研究会の先生方に相談して判断していくことになろうかと思います。

○松本委員長 わかりました。そういった点を総合的に考慮して、改善が図られたかどうかを評価されるということですね。

○消費者庁消費者情報課金児首席情報分析官 はい。

○松本委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。消費者庁におかれましては、お忙しい中、審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。